

○飯綱町訪問入浴サービス事業実施要綱

平成28年1月8日告示第1号

飯綱町訪問入浴サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度の障害者（以下「障がい者（児）」という。）、重度の難病患者等の福祉の増進を図るため、訪問入浴サービス（移動入浴車を使用して、入浴介助の便宜を供与することをいう。以下同じ。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 訪問入浴サービスの対象者は、町内に住所を有し、日常生活において常時介護を必要とし、自力で入浴することが困難な重度の障がい者（児）、重度の難病患者等であるものとする。ただし、地域において共同生活を営む者は対象とする。

(事業の委託)

第3条 町長は、この事業の全部又は一部を介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定訪問入浴事業者の指定を受けている社会福祉法人及び民間事業者（以下「事業者等」という。）に委託することができる。

(申請)

第4条 訪問入浴サービスを受けようとする者又はその保護者（以下「申請者」という。）は飯綱町訪問入浴サービス事業利用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、診断書（様式第2号）を添付するものとする。

(決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、訪問入浴サービスの可否及びその内容を決定し、飯綱町訪問入浴サービス事業利用決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(費用負担)

第6条 利用者の費用負担は、次のとおりとし、事業者等へ直接納付するものとする。ただし、有料道路及び有料駐車場等を使用したときは、利用料とは別に当該実費を負担しなければならない。

事業名	単価	負担額
訪問入浴サービス	1回当たり12,590円	訪問入浴サービスに要した必要の100分の10の

		額
--	--	---

(利用料の免除)

第7条 町長は、利用者及びその属する世帯が次のいずれかに該当するときは、前条に規定する利用料を減免することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている世帯にあつては、利用料の全額を免除する。

(2) 世帯主及び世帯員の当該年度（4月から6月までの利用については前年度とする。）の町民税が非課税である世帯にあつては、利用料の2分の1に相当する金額を減免する。ただし、障害者総合支援法による障害福祉サービスを利用している者（児）は障害者総合支援法による負担上限月額適用期間に合わせ、年に1回、世帯主及び世帯員の課税状況を確認し、町民税が非課税である世帯にあつては、利用料の2分の1に相当する金額を減免する。

(事業者の指定)

第8条 事業者の指定は、事業者等が訪問入浴サービス事業者指定申請書（様式第4号）を提出し、町長が行う。

2 町長は、前項の申請があつた場合は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定訪問入浴事業者の指定を受けおり適切な事業運営を行うことができると認める事業者等に対して、訪問入浴サービス事業者指定決定通知書（様式第5号）により通知する。

(委託料)

第9条 第3条の規定により事業を委託する場合の委託料は、第6条に規定する利用者負担金を差し引いた金額を事業者等に対して支払うものとする。

2 事業者等は、サービスを提供した月の翌月10日までに、町長に対し、当該月に係る委託料を一括して請求するものとする。

3 町長は、前項の請求のあつた日から30日以内に内容を確認のうえ委託料を支払うものとする。

(遵守事項)

第10条 事業者等は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業者等は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者等は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者等は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

5 事業者等及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）